

〈貯 蓄 預 金〉商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・貯蓄預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期 間	・期間の定めはありません
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高に応じ店頭表示の各金額階層別の利率を適用します ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
9. 付加できる特約事項	・普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスの取扱いができます ・マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・公共料金、クレジットのご利用代金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ・「総合口座」の取扱いはありません ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・この預金は「貯蓄預金規定」によりお取扱します 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください